

**滋賀県子ども若者審議会 第3回ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策検討部会
議事概要**

1 開催日時・場所

令和6年7月12日（金）17時30分～19時00分 於：北新館5 A会議室

2 出席委員（五十音順、敬称略）

炭谷部会長、金山委員、菊地委員、住吉委員、神原委員、辻村委員

3 議題

（1）ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策報告書（案）について

（事務局）滋賀県子ども若者審議会規則第5条第7項において準用する第4条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となるところ、委員数10名中6名が出席していることから、本部会は成立していることを報告。

（事務局）議題について、資料、参考資料により説明

（委員）

15頁12行目。「育成される環境」は文言として不自然。子どもが主語のため「育つことのできる環境」がストレート。

（委員）

36頁のひとり親家庭を紹介する冊子について、自治体で作成する冊子は字が細かく読みづらい。行政用語が使用されていて理解しづらい。ひとり親はとても忙しく、冊子をじっくり読む時間がないので、求めているものが一目で分かるよう、文字も大きく、説明も分かりやすい冊子になるよう、当事者および当事者団体の声も聴いて作っていただきたい。

（委員）

「3. 施策の方向性（2）ひとり親家庭への支援の推進」の各支援の記載の順番が「4. 具体的な施策の推進」と異なっている。「3.」の「経済的支援」「就労支援」「生活支援」に合わせる方がしっくりくる。

（委員）

19頁19行目記載の養育費負担の広報・啓発活動は「4.」には記載がない。36頁にまとめて広報・啓発記載があるので、19頁の記載を削除するか、「4.」に追記するのか整合性が必要。私個人としては19頁の記載を削除して良いと考える。

(委員)

国のひとり親施策の4本柱に沿う形で整理してはどうか。

(委員)

「ひとり親家庭」と「ひとり親世帯」が混在している。社会学の立場としては「ひとり親家庭」は使用しない。行政用語としては「世帯」という言葉の方が、支援の単位としてはより相応しいと思っている。

(事務局)

「ひとり親世帯」という表現は、厚労省の調査、住宅関係施策で使っている。それ以外は、「ひとり親家庭」という表現を使っている。

(委員)

民生委員は、ひとり親は「世帯」を、母子、父子は「家庭」を使用する。文章にする場合は「ひとり親家庭」が分かりやすい。

(委員)

家族社会学の世界では、「家庭」「家族」の概念、定義があいまい。従って、「家庭」という表現はあまり使わず、「世帯」を使うようにしている。「世帯」は同じ屋根の下で生活している形態を指しているので明確だと思う。

(委員)

行政ではこれまでからも「家庭」を使用しているので、落としどころとしては「家庭」でよいと思う。ただ、非常に重要な議論である。行政においても、今後整理が必要。

(委員)

35頁、20-21行目。「ひとり親がいきいきと・・・」の記載があるが、「ひとり親家庭」として子どもと一緒に考えることが必要。市の事業では、親子に好評で、ひとり親家庭同士の交流も広がっている。

(委員)

「ひとり親家庭」でも齟齬はないと思う。「親子ともども」と文言を入れるのもありと思う。事務局とともに検討したい。

(委員)

31頁の13行目について。前回、オンライン講座も含む受講費用の支援に（斎藤）委員から意見があった。事務局での検討はどうであったのか。

(事務局)

検討段階の文案では「経済的支援」という表現をしていた。受講費用の支援が経済的支援に位置づけられるものかという迷いもあったことと、関連の記述で包括できるのではないかという思いもあり、一旦は今回の表現とさせていただいたところ。

(委員)

前回の趣旨として、生活スタイルが多様で受講に「行く」ことが難しく、オンラインなら受講できるということであった。そのとおりである。費用を支援できないのであれば、「積極的に受講できるよう推進する」「オンラインの受講を周知、推進する」などの記載の検討を。

(委員)

33頁、5行目。意見表明権の関係。前回、子どもが自分の意見を少しでも反映できればとの意見があった。記載がないので検討を。

(委員)

必ずしも全ての子どもにとって面会交流が必要とは思わない。大事なことは、親のためでなく、あくまで子どもの最善の利益のために行うもの。何よりも子どもの意思を一番尊重し、そのためのサポートや支援のあり方の検討が必要。何が何でも面会交流を促進するのでなく、記述も慎重に。

(委員)

ここでの記載は、「相談をできる環境の促進」と理解している。

(委員)

子どもの最善の利益が最優先である。必ずしもすべての子どもにとって面会交流が必要とも言えないのは委員のご指摘のとおり。書きぶりを再度検討する。

(委員)

ジェンダーギャップの問題意識の視点が入っていない。母子家庭は収入面で難しい状況を強いられているなど、母子家庭の方がより困難を強いられているといった問題意識が文言や指標にあってもよい。

(委員)

国の実態調査では、父子家庭の平均所得は600万円程度で母子家庭は340万円程度である。「相談相手がいるかどうか」については、父子家庭では「いない」割合が20%以上あった。地域の中で母子家庭は当事者同士やママ友でつながる機会がある。父子家庭は、実数が多くなく同じような立場の者が少ないため、地域での繋がりが持てない。親が孤立すると子どもも孤立する傾向にある。父子家庭はフルタイム勤務が多く、子どもと関わる時間も少なくなる。大学進学率は、ある程度経済的な余裕があれば高くなると一般的

には考えるが、母子家庭と父子家庭の子どもの大学進学率はあまり変わらず、父子家庭の子どもの大学進学率が低いこともある。父子家庭内では、母子家庭に比べて親子のコミュニケーションが少ないことも考えられるので、父子家庭の子どもは、経済的な支援でなく、孤立しないような支援が必要。

(委員)

そういう意味では、抱える問題の質が違うということ。

(委員)

ひとり親家庭の自立に向けた就労支援というところでは、行政には母子・父子自立支援員が就労支援を行っている。最近の傾向としては、新規で就労される方への支援よりも、就労後のアフターフォローが非常に有益と支援員から聞いている。継続して就労することが困難な者へのアフターフォローによって、継続した就労ができることは安定した収入となり非常に効果がある。児童扶養手当の全部受給者が減ってきているという動向からも、一定効果があると見ている。

(委員)

とても大事なこと。19頁、22行目のところの支援内容に、「就労支援を進めます」だけでなく就労した後のアフターフォローに関する記載があれば良い。

(委員)

具体策の30頁、26行目の施策への追記を前向きに検討する。

(委員)

韓国ではひとり親支援に民間も巻き込み、ひとり親が一定期間預金すれば金利を上乗せして返すといった制度がある。ひとり親の励みとなる支援を考えている。親も子どもも頑張ったら報われる励みなるような支援が大事と思う。アメリカでは、就職後に定期的に連絡を取って状況を確認することを継続することで離職率が下がったという話もある。就職した後の伴走するような支援がこれから大事になる。

(委員)

学校現場において、ひとり親世帯の子どもともたくさん出会ってきた。祖父母等ひとり親を支援する者がいないひとり親家庭は色んな意味で支援が必要だと感じている。一番必要なのは、繋がる人がいるかどうか。教員が家庭の細かいところまで入っていくことは難しい。SSWが配置されるようになって、家庭に寄り添いながら情報提供をしている。SSWが学校の現場にいることの意味は非常に大きい。ただ、草津市内では週1回来てもらっている中で、まだSSWが現場になじんでいない状況にあり、どのように活用できるか試行錯誤の段階にある。

(委員)

ひとり親支援のベースは人権の問題。離婚したこと、結婚しないで出産すること、ひとり親であることを恥ずかしいと思わなくて良いのに、日本の社会がそう思わせている。バツイチなどの言い方はものすごく失礼な言い方である。当事者からの話を聞くと、特別な見方をされることが辛いと聞く。貧困は自己責任ではなく、そういう貧困状態を放置しているのは国の責任と思っている。滋賀県では、多様な家族であり恥ずべきことではないということを啓発、教育してほしい。

(委員)

社会的養護を経た者の中にもひとり親世帯がいて、なかなか頼るところがなく、子どもをどうやって育てたら良いか悩んでいるといった実情を聞く。27頁には相談に関する記載があって良いが、それだけでなく実際の子育てを教えてもらえる、知ることができるがあればよいと思う。

(委員)

27頁、38行目記載のハイリスク妊産婦、新生児援助事業に上手く繋がるかどうかが課題。相談とサポート、そこに居場所が必要。

(委員)

行政は、児童扶養手当をいただいているひとり親家庭のことを民生委員に根掘り葉掘り聞いてくる。不正受給の疑いを持っている。行政職員が家庭を訪問した際の状況について「もぬけの殻やった」という言葉を使う。これはすごい差別発言である。行政職員は自分で気づかずに差別発言する者が多い。思いやりの気持ちを持ってほしい。民生委員が居場所を作りたいのは、子ども食堂のことを言っているのではなく、色んな人々が集まって繋がってくれる場所を期待している。

(委員)

滋賀県内の各自治体の担当者に研修していただきたい。滋賀県ということではないが、相談に行っても何をしてくれるか分からない。説明が理解できない。差別的な眼差し、発言など、窓口でのハラスメント的なことを経験した話を聞いている。こうしたことをなくすことをお願いしたい。

(委員)

社会全体に無意識の差別が蔓延しているところが多々あるだろうと思う。大事な問題提起である。

(委員)

新しくできる淡海子ども・若者プランは、滋賀県内でどの程度の影響力、実行力を持つものなのか。実効性はどうなのか。

(事務局)

計画は議会に諮るので、記載した取組は実施していく。県取組として財政当局への予算要求の根拠となり、非常に大切な計画である。また、県子ども・子育て施策の基本となるものであり、各市町はそれぞれの計画に基づく施策を実施されることになる。県の役割の一つとして、広域調整があり、市町の取組が円滑に進むよう支援していく。

(委員)

審議会としても、県がどのように実行しているかチェックし、なるべく実効性の高いものにしていく。

以上